２６江商高第３９８号
平成２６年６月　４日
東京都立江東商業高等学校長
髙橋　進

東京都立江東商業高等学校　いじめ防止基本方針

（１）いじめ防止基本方針の策定

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等の対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校は校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置する。

本校は「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、「学校サポートチーム」を設置する。

（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

ｉ）いじめの防止

教員の指導力の向上を図りながら、いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取り組みを、学校一丸となって取り組む。

ⅱ）早期発見

子供の日常生活からのいじめの萌芽を素早く察知し、被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報を確実に受信できるようないじめの「見える化」に取り組む。

ⅲ）いじめに対する措置

いじめを把握した場合、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、場当たり的な対応をとらないように、学校全体で対応方針を共有して取り組む。

また、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害子供への支援、加害の子供への指導、周囲の子供へのケアについて、役割分担を明確にして対処する。早期の東京都教育委員会へ報告し、情報を共有する。

早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対して積極的に情報を提供し、保護者との連携・協力関係の構築を図る。

（４）重大事態への対処（学校による調査）

ｉ）重大事態の発見と調査

被害の子供の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有を徹底する。被害の子供への緊急避難措置を検討し、実施する。

被害の子供が安心して学習できる環境を確保するため、加害の子供への懲戒や出席停止を検討し、措置を講ずる。

被害の子供生徒に対する暴力や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の子供を守るとともに周囲の子供に被害が拡大しないようにするため、警察への相談・通報を行う。

重大事態の発生等について東京都教育委員会に速やかに報告する。児童相談所など適切な外部機関と連携を図り協力して重大事態に対処する。

ⅱ）調査結果の提供及び報告

東京都教育委員会との連携の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。